独立行政法人日本スポーツ振興センター中期計画

<序文>

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定に基づき、独立行政 法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の中期目標を達成するための 計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。

<基本方針>

センターは、我が国におけるスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的専門的機関として、その目的・役割を常に認識し、次の業務を実施していくこととする。

- (1) ナショナルスタジアムである国立競技場及び我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行う国立スポーツ科学センター等を適切かつ効率的に運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度(toto) の収益による助成等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。
- (2) 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を公正かつ適切に行うとともに、児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、児童生徒等の健康の保持増進を図ること。

なお、具体の業務の実施に当たっては、多様な業務の有機的な連携と調和に留意するとともに、各種関係団体との緊密な連携を図りながら、効率的かつ効果的な業務運営を目指すこととする。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。

1 経費の抑制

法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。

(1) 一般管理費等の節減

一般管理費及び人件費については、ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)に係る業務を除き、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度に比較して、総額で13%以上削減する。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、 人件費については、平成22年度において、平成17年度に比較して、5%以上削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇を抑制した給与構造の改革、地域における給与水準との均衡を考慮するなど、役職員の給与について必要な見直しを進める。これらにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度に比較して、概ね3%以上の人件費を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。

なお、その他の事業費(災害共済給付勘定・免責特約勘定・投票勘定の事業、ナ

ショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)に係る業務を除く。)についても、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、毎年度において対前年度比 2%以上の削減を図ることを目標とする。

例えば、次のような措置を講ずる。

- ① 本部事務所に係る光熱給水費については、省エネルギー対策を行い、平成14 年度に比較して、中期目標の期間中、5%の節減を図る。
- ② 本部事務所に係る管理運営費のうち、消耗品等については、購入及び在庫管理を一元化することにより経費を節減するとともに、文書の電子化、ペーパーレス化を推進し、中期目標の期間中における各年度の用紙代を、平成14年度に比較して、10%程度削減する。
- ③ 印刷製本及び配布に係る経費については、内部広報誌等紙媒体での提供手段の 見直しを行い、イントラネット等への情報掲載を推進し、経費の節減を図る。
- ④ 定期購読物等については、共同利用や必要性の見直しを行うとともに、購入経費の節減を図る。
- ⑤ 汎用品の活用や一般競争入札のより一層の積極的な導入により、調達価格の削減を図る。

(2) 外部委託の推進による業務運営の効率化

全ての業務について外部委託が可能かどうか検討し、外部委託を積極的に推進する。特に国立競技場の管理運営業務については、全面的な民間委託に向けて、施設の管理者としての業務や施設整備計画の策定等基幹的な業務を除き、施設の利用受付、電気・機械の保守業務などの民間委託を進める。なお、外部委託に当たっては、低コストかつ高品質のサービスの提供に留意する。

(3) オンライン化の推進による事務の効率化

各種事務手続きのオンライン化を更に推進するなど、手続きの迅速化、簡素化を 進め、事務の効率化を図る。

具体的には、次の措置を講ずる。

- ① スポーツ振興に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が中期目標の期間終了時までに70%以上となるよう、利用促進を図る。
- ② 災害共済給付に係る請求事務の省力化及び給付事務処理の迅速化・効率化を図るため、オンライン請求システムを構築し導入する。
- ③ 各地に設置されている事務所全体で広域ネットワークを構築し、情報伝達の迅速化、情報の共有化、文書の電子化等を推進する。
- ④ 独立行政法人会計基準に対応した、予算、契約、支払、会計等一連の会計事務 処理を一体的に行う会計システムを構築し、各地に設置されている事務所全体に 導入する。

2 組織及び定員配置の見直し

社会的ニーズの変化に応じて、業務執行が効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確化した機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた定員配置を行うとともに、継続的に組織の在り方の見直しを進める。

- (1) 国立競技場における管理運営業務の外部委託の推進及び学校給食用物資供給業務の廃止に合わせて、組織のスリム化を図る。
- (2)各都道府県に設置している支部組織を再編し、スケールメリットを活かした組織・ 業務運営体制の構築を行い、業務の効率化・体系化を図る。

3 業務運営の点検・評価の実施

全業務運営について定期的な点検・評価を行い、その結果を業務運営の改善に反映 させる。

- (1) 法人内部に評価委員会を設け、毎年度、全業務運営について自己評価を行うとともに、業務運営全般について法人の長による定期的なヒアリングを実施し、業務運営の改善を促進する。
- (2) 国際競技力向上のための研究・支援業務の推進方策、計画、進捗状況及び成果については、法人内部に委員会を設け点検・評価を行うとともに、外部の有識者による評価を行い、それらの結果を研究・支援業務及び研究員の資質の向上に反映させる。
- (3)業務の効率化を推進するため、研修会の実施、各職場で効率化目標の掲示を行うなど職員の意識向上を図るとともに、全職員からの業務の改善、経費の節約等に関する提案を募り、有効なものは直ちに実行に移す。

■ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項
- (1) 大規模スポーツ施設における稼働日数の確保

センターの大規模スポーツ施設は、「トップレベルの競技者等の活動の場」であるとともに広く国民の「みるスポーツの場」として、スポーツの振興に寄与するものであることから、ナショナルスタジアムとしての高水準な施設条件を維持した上で、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼動日数を確保する。

① 国立霞ヶ丘競技場

ア 陸上競技場

良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮 しつつ、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やアマチュアスポーツ等の利 用促進により、年間115日以上の稼動日数を確保する。

イ ラグビー場

ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持するため に必要な養生期間等を考慮しつつ、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催に より、年間75日以上の稼動日数を確保する。

② 国立代々木競技場

ア 第一体育館

利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮しつつ、 国際的・全国的なスポーツ大会等の開催や文化的行事等の利用促進により、年間175日以上の稼動日数を確保する。

イ 第二体育館

利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮しつつ、バスケットボールやバドミントン等の国際的・全国的なスポーツ大会等の開催や文化的行事等の利用促進により、年間285日以上の稼動日数を確保する。

(2) スポーツ施設利用者の利便性の向上

- ① センターの設置するスポーツ施設のネットワーク化を推進し、各施設の利用情報等を一元的に取扱う総合案内情報(利用申込、空き情報、利用調整基準、イベント情報等)を提供し、施設利用者の利便性の向上を図る。
- ② 施設利用者に対するアンケート調査等の実施により、利用者ニーズの把握を行い、快適な利用環境を提供する。

(3)スポーツ施設の活用の促進

具体的な利用計画を策定し、国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の 実験・実証の場として活用する。

また、支障のない範囲において、競技会以外の一般利用にも供する。

2 国際競技力向上のための研究・支援事業

国立スポーツ科学センターにおいては、スポーツ振興基本計画(平成12年9月13日文部省告示第151号)等に基づき、我が国の国際競技力向上のための研究・支援事業を実施する。実施に当たっては、次の措置を講じ、より効果的な事業の執行を図る。

(1) 一体的な事業の実施

スポーツ科学、医学及び情報の3研究部と運営部が、総合的な連携・協力のもと、 事業ごとに部会を設置し、研究・支援事業を一体的に実施する。

(2)連携による競技力向上プロジェクトチーム型研究・総合的支援活動の実施

① プロジェクトチーム型研究・総合的支援活動

財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)、各競技団体及び大学等と連携しつつ、競技者及びチームの国際競技力向上のためのプロジェクトチーム型研究・総合的支援活動を行う。その際、開催が予定されるオリンピック競技大会をはじめとする各種の国際競技大会を念頭に置き支援内容を決定するほか、重点競技について競技大会や競技現場等での支援活動を実施するなど、プロジェクトの重点化及び支援内容の明確化を図る。

② スポーツ情報事業

国内外の関係機関等との連携を図りながら、国際競技力向上に有効となる情報 を積極的に収集・分析するとともに、分析情報を提供するなど情報面からの支援 活動を実施する。

(3) 研究成果及び収集情報の提供

研究成果については、我が国の国際競技力向上に関する戦略上の必要性及び各競技者個人のプライバシーの保護等に留意した情報管理システムを構築し、適切な情報の提供を行う。

① 研究成果の競技現場への提供

国際競技力向上に有用な研究成果については、競技団体が行う強化活動に活か されるよう迅速かつ的確に提供する。

② 研究成果の普及

競技者、指導者、研究者等を対象とした国際的又は全国的な研究・研修集会(シンポジウム、セミナー等)を開催するとともに、JOC及び各競技団体が主催する研修会等に研究員を積極的に派遣し、研究成果の普及を図る。

③ 研究成果及び収集情報の提供

研究成果や収集により得られた情報のうち、一般に公開すべき情報については、 インターネット等情報通信技術を活用した情報発信体制を整備し、広範に提供を 行う。

(4) 第三者機関の設置及び外部評価の実施

外部有識者で構成する運営委員会等を設置し、その意見を事業の実施に有効に活用するなど、効果的かつ効率的に事業を実施する。

また、外部有識者で構成する評価体制を整備し、事業実施の事前及び事後に適切な外部評価を実施し、評価結果を各年度の事業計画等に反映させるなど、適切な事業運営を図る。

3 スポーツ振興のための助成に関する事項

スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、両制度創設の趣旨及びスポーツ振興基本計画等の国の施策を踏まえ、次の措置を講じる。

(1)効果的な助成の実施

スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施においては、スポーツ

団体等のニーズを把握するとともに、両助成事業の役割を明確にし、調和を図ること等により、社会的な要請等に対応した効果的な助成を行う。

(2) 適切な事業執行のための体制整備

適正かつ効果的な助成を行うため、助成金交付要綱等を整備するとともに、外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の採択を行う。 また、助成事業が適切で効率的なものとなるよう、外部有識者による評価部会を 設置するなど評価制度を整備し、評価基準を策定するなどにより、適切な評価を行い、評価結果を助成事業の審査に反映させる。

(3) 助成申請者の利便性の向上

交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図るため、助成対象内容、申請手続き、採択基準、受付窓口等をホームページ・パンフレットにより公開するとともに、申請事務のオンライン化を推進する。

(4) 助成団体に対する調査体制の整備

助成を受けた地方公共団体又はスポーツ団体に対して経理状況や助成事業の成果 等について調査を行う体制を整備し、助成金の使途等について適切に把握する。

また、助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより公表し、透明性の確保を図る。

(5) 国民に対する制度の理解を得るための措置

助成金の交付団体・交付金額等については、ホームページ等により公表するとともに、助成金を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金又はスポーツ振興投票の制度により助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求め、両制度の趣旨が、一般国民にも容易に理解され、広く社会に普及・浸透する方策を講じる。

また、スポーツ振興くじ販売促進のための宣伝とスポーツ振興投票制度周知のための広報を一体的に行うことで、スポーツ振興投票制度に対する国民の一層の理解・普及を図る。

(6)スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保

1 スポーツ振興基金

助成財源の安定的な確保のため、スポーツ振興基金の安定的な運用を目的とする基準を定めるなど、その適正な運用を行う。また、民間からの寄付金を募るなどにより基金の増額に努めるとともに、寄付金付自動販売機の設置台数の増加を図る。

② スポーツ振興投票

ア 助成財源の安定的な確保のため、ホームページ、広報誌等の活用によりスポ

- 一ツ振興投票制度が多くの国民の理解を得るようにする。
- イ 新たなくじ「BIG」の普及や購入者のニーズ等を踏まえたさらに新しいく じの検討・開発、販売店・インターネット決済手段等の新規開拓・拡充や払戻 場所の充実・拡大等による購入者が購入・払戻しを行いやすい体制の構築、さ らには国際試合を対象とするために必要となる措置等の検討などに取り組んで くじの売上向上に努め、より多くの助成財源を確保する。
- ウ また、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、 定期的な調査、販売員の研修等を行う。

4 災害共済給付事業に関する事項

災害共済給付制度は、学校の管理下における災害に関する給付を行う我が国唯一の公的給付制度として、学校、学校の設置者をはじめ児童生徒等の保護者に定着している実情を踏まえ、さらに、請求事務手続きの簡素化等利用者へのサービス向上を図っていく。

(1) 審査体制の整備・充実

学校教育の円滑な実施に資するため、災害共済給付事業の円滑かつ適正な運営に 努めるとともに、公正かつ適切な災害共済給付業務の執行体制を確保するため、外 部の有識者で構成する本部及び支部審査委員会等の体制を更に整備・充実させる。

(2)請求事務の省力化及び給付の迅速化

① 災害共済給付オンライン請求システムの構築

平成17年度までにオンライン請求システムを導入することにより、学校及び学校の設置者における災害共済給付に係る請求事務の省力化・簡素化を図るとともに、給付事務等を迅速化する。

② 災害共済給付執務マニュアルの作成 災害共済給付に係る業務を適正かつ迅速に行うため、執務マニュアルを作成し、 業務の標準化・効率化を図る。

5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び 提供等に関する事項

標記の業務として、次のような事業を行う。

なお、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図る。

(1) スポーツの普及・施設維持管理情報の提供

スポーツの普及・振興に資するため、国立競技場の施設を利用しながら、関係団体と連携して講習会等を開催し、指導者養成や生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツターフの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援する。

講習会等の開催

年4回程度

(2) 学校安全・災害防止情報の提供

災害共済給付事業の実施を通じて得た学校の管理下の災害・事故事例について、 統計調査を実施し災害の傾向を把握し、その成果を、安全教育、安全管理の資料等 の作成・配布に活用するとともに、必要に応じて、効果的な事故防止情報として学 校現場等に提供することにより、学校安全の普及充実に資する。

研究大会・講習会等の開催 年16回程度

(3) 食に関する情報の提供等

食に関する指導を支援するための事業を行うとともに、これらを通して得られた 児童生徒の食を取り巻く情報を分析し、望ましい食習慣の形成や学校給食を円滑に 実施するために効果的な情報を提供する。

研究協議大会等の開催

年3回程度

(4) 衛生管理業務の推進

① 講習会の開催や衛生管理推進指導者派遣・巡回指導事業等を行うことにより、 学校給食における衛生管理意識の啓発や衛生環境の向上に資する。

講習会等の開催

年4回程度

② 衛生管理室の施設・設備の整備を図り、学校給食における衛生管理の向上に資する。

(5)関係団体等との連携

スポーツ関係団体や都道府県教育委員会等関係団体との連携を密にし、意見・要望等を把握するとともに、必要に応じて事業を再構築する。

6 学校給食用物資の取扱いに関する事項

関係省庁等との緊密な連携を取りつつ、供給体制等の諸条件を整え、「平成18年 3月31日までの日で政令で定める日」をもって廃止する。

7 一般勘定の積立金の使途

積立金の使途については、学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する以下の事業の初期投資の財源等に充てる。

- ① 衛生管理の検査・研修施設の整備
- ② 健康教育情報ライブラリーの整備
- ③ 児童生徒等の健康の保持増進に係る業務の充実及び体制の強化

8 ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)の供用を開始するための準 備及び運営について

文部科学省から出資を受けることが予定されているナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)について、供用を開始するための準備を行い、供用を開始し

た後は適切な運営を行う。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

- 1 スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化等
 - (1) スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化を図るため、本業務の効率的 な実施等による経費節減及び売上向上による収益の確保を図る。
 - (2) 売上向上については、次をはじめとして売上向上効果が期待できるあらゆる事項に取り組む。
 - ① 新たに販売を開始したくじ「BIG」の普及によりスポーツ振興くじの新たな購入者を獲得するとともに、これを既存のくじの購入者獲得や購入者の定着等にもつながるよう取り組む。
 - ② 長期的・継続的な売上向上を図るため、新たな購入者層の獲得及び購入者の 定着を図る観点から購入者のニーズ等を踏まえて、さらに新しいくじの検討・ 開発を行う。
 - ③ 販売店・インターネット決済手段等の新規開拓・拡充や販売時間の延長等の 販売方法・経路の開発・拡大・普及等を図るとともに、払戻場所の充実・拡大 等を図ることにより、購入希望者がいつでも容易にかつ継続的に購入できる販 売・払戻体制の構築を図る。
 - ④ 国際試合を対象とすること等の、売上向上に大きな効果があるがくじ制度の変更を要すると考えられる事項について、効果を適切に見積りながら、実施方法及び必要な措置等を検討する。
 - (3)上記の様々な売上向上策により、各事業年度において、下記の売上目標額の達成を目指す。

平成18事業年度;177億円,平成19事業年度;221億円,平成20事業年度;277億円,平成21事業年度;295億円,平成22事業年度;310億円,平成23事業年度;323億円,平成24事業年度以降;333億円

(4)債務を計画的に返済することにより、投票勘定における毎事業年度末の繰越欠 損金を、その残高が下記のとおりとなるよう、減少させる。

平成18事業年度;242億円,平成19事業年度;238億円,平成20事業年度;218億円,平成21事業年度;198億円,平成22事業年度;168億円,平成23事業年度;137億円,平成24事業年度;117億円,平成25事業年度;97億円,平成26事業年度;77億円,平成27事業年度;57億円,平成28事業年度;37億円,平成29事業年度;18億円

2 自己収入の確保及び予算の効率的な執行

(1) 管理業務については、節約を行うとともに、効率的な業務運営を行うこと等によ

- り、固定経費の節減を図る。
- (2) 調査研究を行うに当たっては、積極的に外部からの競争的資金を獲得する。
- (3) スポーツ施設の使用料や外部資金などの運営費交付金以外の収入の増加を図る。

3 資金の運用及び管理

専任の職(資金管理主幹)を設置し、継続的に金利情報等の収集及び分析を行うと ともに、運用基準等を定め、安全かつ安定的な運用を図る。

4 期間全体に係る予算(人件費の見積りを含む。)

(1)	総計	別表一1のとおり
(2)	一般勘定	別表一2のとおり
(3)	投票勘定	別表一3のとおり
(4)	災害共済給付勘定	別表一4のとおり
(5)	免責特約勘定	別表一5のとおり
(6)	特例業務勘定	別表一6のとおり

5 期間全体に係る収支計画

(1)	総計	別表ー7のとおり
(2)	一般勘定	別表一8のとおり
(3)	投票勘定	別表一9のとおり
(4)	災害共済給付勘定	別表-10のとおり
(5)	免責特約勘定	別表-11のとおり
(6)	特例業務勘定	別表-12のとおり

6 期間全体に係る資金計画

(1)	総計	別表一13のとおり
(2)	一般勘定	別表一14のとおり
(3)	投票勘定	別表-15のとおり
(4)	災害共済給付勘定	別表-16のとおり
(5)	免責特約勘定	別表-17のとおり
(6)	特例業務勘定	別表-18のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等の処分等に関する計画の見込みはない。

VI 剰余金の使途

- 1 施設及び執務環境等の整備
- (1) スポーツ施設の保守・改修
- (2)情報通信技術関連機器の整備
- (3) 人材育成、能力開発
- (4) 職場環境の改善
- (5) 広報、成果の発表・展示

2 主催事業及び調査研究事業の充実

Ⅲ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施

別表-19のとおり

(1)施設の運営に当たっては、施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的 視野に立った整備計画を策定し、施設整備を推進する。

また、管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、利用者の安全の確保に万全を期する。

(2) 利用者本位の立場から施設整備の改善を進めることとし、分かりやすい標示の設置等利用者に配慮した施設整備を行う。

また、専用の観覧席やトイレの設置等に係る整備計画を策定し、高齢者・身体障害者等に配慮した施設とする。

2 人事に関する計画

(1) 方針

業務の外部委託の拡充及び執務体制の見直しにより人員の削減を図るとともに、 研修の実施により優れた人材を育成する。

(2)人員に関する指標

当該中期目標の期間中、業務運営の効率化、外部委託の拡充、執務体制の見直しなどにより計画的な合理化減を行い、常勤職員数の削減を図る。

(参考1)

常勤職員数の状況

- ① 期初の常勤職員数 417人
- ② 期末の常勤職員数の見込み 360人

ただし、このほかナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)の準備及び運営のための要員を予定。

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み14,445百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及 び休職者給与に相当する範囲の費用である。

(3) 人材の育成

- ① 職員の採用は、任期付任用、業務に関し高度な専門性を有する者の選考採用について検討する。
- ② 情報化の推進等による業務の充実、高度化を進めるとともに、職員の能力開発 及び高度な専門知識や技術を持った人材を育成するため、職員の能力向上に重点 をおいた研修の内容や体系の充実を図り、職員の自己研鑽を推進する。

(4) 研究職員の資質向上

研究職員については、質の高い研究・支援を推進するため、任期付任用制度の活用、職の公募等により、優れた人材の確保と資質向上を図る。

3 その他業務運営に関する事項

(1) 危機管理体制等の整備

災害時等緊急時に即応可能な体制整備を行う。

(2)職場環境の整備

セクシャル・ハラスメントの防止、メンタル・ヘルス等についての体制整備を行う。

(3)環境への配慮

「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境への負荷の少ない 物品等を調達する。

4 中期目標の期間を超える債務負担

平成19年度から23年度までのコンピュータの賃貸借

期間全体に係る予算(総計)

(単位: 百万円)

	区 分	金額
		<u></u> 15
[収	入]	
148		22.240
	運営費交付金	23, 348
	施設整備費補助金	3, 522
	災害共済給付補助金	11, 029
	基金運用収入	2, 221
	国立競技場運営収入	10, 117
	ナショナルトレーニングセンター中核拠点	1
	施設(仮称)運営収入	
	国立スポーツ科学センター運営収入	1, 858
	スポーツ及び健康教育普及事業収入	480
	スポーツ振興投票事業収入	155, 512
	共済掛金収入	63, 581
	物資売渡収入	1, 174
	スポーツ振興投票事業準備金戻入	16, 213
	スポーツ振興投票等業務繰越準備金戻入	2, 959
	受託事業収入	4
	寄付金収入	188
	営業外収入	24
	災害共済給付勘定受入金	871
	利息収入	20
	児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額	4, 064
	前法人よりの繰越金より受入	11, 761
	計	308, 947
[支	出]	
	業務経費	90, 098
	国立競技場運営費	3, 836
	ナショナルトレーニングセンター中核拠点	74
	施設 (仮称) 運営費	/7
		0 547
	国立スポーツ科学センター運営費	8, 547
	スポーツ振興基金事業費	4, 522
	スポーツ及び健康教育普及事業費	5, 794
	スポーツ振興投票業務運営費	50, 092
	スポーツ振興投票助成事業費	16, 213
	学校給食物資供給事業費	1, 020
	給付金	81, 263
	受託事業費	Δ1, 200 Δ
	人件費	19, 661
	一般管理費	2,000
	施設整備費	3, 522
	払戻返還金	76, 068
	国庫納付金	10, 351
	スポーツ振興投票事業準備金繰入	20, 702
	一般勘定繰入金	871
	計	304, 540
		,

[人件費の見積り]

期間中総額14,445百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

[注記]

1 退職手当については、独立行政法人日本スポーツ振興センター役員退職手当規則及び同職員 退職給与規則に基づいて支給することとし、そのうち、次に掲げる自己収入で手当する分を除く額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

一般勘定 スポーツ振興基金運用収入で手当する9人分

投票勘定 スポーツ振興投票事業収入で手当する20人分

2 勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

期間全体に係る予算(一般勘定)

(単位: 百万円)

				(単位・日カロ)
	区	分	金	額
[収	入] 運施金 施金運開校 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	・センター中核拠点 ・一運営収入 ・子及事業収入		23, 348 3, 522 2, 221 10, 117 1, 858 480 4 188 24 871 1 4, 064 46, 699
[支	出】 業務経費 国立競技場運営費 一施設・一次のでは、 を選集をは、 一次のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ンター運営費 業費		22, 773 3, 836 74 8, 547 4, 522 5, 794 4 18, 689 1, 711 3, 522 46, 699

[人件費の見積り]

期間中総額13,611百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

[注記]

施設整備費補助金の金額は、改修(更新)等について施設整備5ヵ年計画3,522百万円を含んだものとして試算している。

期間全体に係る予算(投票勘定)

(単位 : 百万円)

		<u> </u>
	区 分	金額
, ス ス ス	入] スポーツ振興投票事業収入 スポーツ振興投票事業準備金戻入 スポーツ振興投票等業務繰越準備金戻入 川息収入 計	155, 512 16, 213 2, 959 2 174, 686
業 人 七 打 国	出] 終務経費 スポーツ振興投票業務運営費 スポーツ振興投票助成事業費 、件費 ・般管理費 公戻返還金 国庫納付金 スポーツ振興投票事業準備金繰入 計	66, 305 50, 092 16, 213 972 289 76, 067 10, 351 20, 702 174, 686

[人件費の見積り] 期間中総額834百万円を支出する。

期間全体に係る予算(災害共済給付勘定)

(単位: 百万円)

		<u> </u>
	区分	金額
[収	入] 災害共済給付補助金 共済掛金収入 免責特約勘定より受入 利息収入 前法人よりの繰越金より受入 計	11, 029 61, 122 1, 812 16 10, 558 84, 537
[支	出] 給付金 一般勘定繰入金 計	81, 263 871 82, 134

[注記]

- 1 平成16年度以降は、児童生徒数の減少率、給付金の発生率等を勘案して積算している。 2 前法人よりの繰越金より受入は、未経過共済掛金及び積立金の合計額(予定額)を計上し ている。

期間全体に係る予算(免責特約勘定)

(単位 : 百万円)

		(単位・日クロ)
	区 分	金額
[収	入] 共済掛金収入 利息収入 前法人よりの繰越金より受入 計	2, 459 1 1, 203 3, 663
[支	出] 災害共済給付勘定へ繰入 計	1, 812 1, 812

[注記]

期間全体に係る予算(特例業務勘定)

	区	分	金額
[収	入] 物資売渡収入		1, 174
		計	1, 174
[支	出]		
	業務経費		1, 020
		計	1, 020

運営費交付金算定ルール

〇毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{C(y) + P(y)\} \times \alpha (係数) + R(y) \times \gamma (係数) \times \beta (係数) \times \delta (係数) - B(y) + \varepsilon (y)$$

A (y): 当該事業年度における運営費交付金。

α: 人件費・一般管理費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程 において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

γ:事業経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、 当該事業年度における具体的な数値を決定。

β:物価調整係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度 における具体的な数値を決定。

δ:業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度 における具体的な数値を決定。

ε (y): 当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により 当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ル ールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の 予算編成過程において、人件費の効率化等の一般管理費の削減方策も 反映し具体的に決定。

〇一般管理費

$$C(y) = C(y-1)$$

C(y): 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入及び災害共済給付 勘定受入金を財源とする一般管理費を除いた一般管理費。

C(y-1): 直前の事業年度におけるC(y)。

〇人件費

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma$$

P(y): 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入を財源とする人件

費を除いた人件費(退職手当を含む)。

P(y-1): 直前の事業年度におけるP(y)。

σ:人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等 を勘案し、当該事業年度具体的な数値を決定。

〇事業経費

R(y) = R(y-1)

R(y): 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入、スポーツ振興基金事業費充当寄付金収入、研究補助金等収入、受託事業収入、災害 共済給付勘定受入金及び児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額を財源とする事業経費を除いた事業経費。

R(y-1): 直前の事業年度における R(y)。

〇自己収入

 $B(y) = B(y-1) \times \lambda$

B(y): 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入、スポーツ振興基金事業費充当寄付金収入、研究補助金等収入、受託事業収入、災害 共済給付勘定受入金及び児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額を除いた自己収入の見積り。

B(y-1): 直前の事業年度におけるB(y)。

λ: 改善努力係数。実績及び実績見込等を勘案し、各事業年度の予算編 成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

〇前提条件:運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に中期目標期間中の 予算を試算。

人件費・一般管理費に係る効率化係数	α	0. 980
事業経費に係る効率化係数	γ	0. 990
業務政策係数	δ	1.000
改善努力係数	λ	1. 005
人件費調整係数	σ	1.000
物価調整係数	β	1.000

期間全体に係る収支計画(総計)

(単位 : 百万円)

	(単位 : 百万円)
区 分	金額
費用の部	317, 971
経常費用	317, 971
業務経費	107, 273
給付金	81, 263
払戻返還金	76, 068
受託事業費	4
国庫納付金	10, 351
一般管理費	4, 642
一般勘定繰入金	871
スポーツ振興投票事業準備金繰入	20, 702
支払備金繰入	16, 797
	10,707
収益の部	314, 565
	314, 545
運営費交付金収益	23, 348
補助金等収益	11, 029
国立競技場運営収入	10, 117
国立競技場連呂収入 ナショナルトレーニングセンター中核拠点	10, 117
	'
施設(仮称)運営収入	1 050
国立スポーツ科学センター運営収入	1, 859
スポーツ及び健康教育普及事業収入	480
スポーツ振興投票事業収入	155, 512
共済掛金収入	63, 580
物資売渡収入	1, 174
利息及び配当金収入	2, 221
受託事業収入	4
災害共済給付勘定受入金収益	871
寄付金収益	188
営業外収入	24
スポーツ振興投票事業準備金戻入	16, 213
スポーツ振興投票等業務繰越準備金戻入	2, 959
未経過共済掛金戻入	8, 387
支払備金戻入	16, 578
財務収益	20
受取利息	20
(本刊 **	A 0 400
純利益	△ 3, 406
目的積立金取崩額	0
児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額	4, 064
	,,,,,,
総利益	658

[注記]

勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

【別表一8】

期間全体に係る収支計画(一般勘定)

<u>-</u>	(単位 · 日万円)
区分	金額
費用の部 経常費用 業務経費 受託事業費 一般管理費 収益の部 経常収益 運営費交付金収益 国立競技場運営収入 ナショナルトレーニングセンター中核拠点 施設(仮称)運営収入 大ショナルトレーニングセンター連営収入 スポーツ及び健康教育普及事業収入 スポーツ及び健康教育普及事業収入 利息及び配当金収入 受託事業収入 災害共済給付勘定受入金収益 寄付金収益 営業外収入 財務収益 受取利息	43, 178 43, 178 38, 553 4 4, 621 39, 114 39, 113 23, 348 10, 117 1 1, 859 480 2, 221 4 871 188 24 1
純利益	△ 4,064
目的積立金取崩額 児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額	0 4, 064
総利益	0

【別表-9】

期間全体に係る収支計画(投票勘定)

	<u> </u>
区 分	金額
費用の部 経常費用 業務経費 払戻返還金 国庫納付金 一般管理費 スポーツ振興投票事業準備金繰入 収益の部 経常収益	174, 688 174, 688 67, 546 76, 068 10, 351 21 20, 702
スポーツ振興投票事業収入 スポーツ振興投票事業準備金戻入 スポーツ振興投票等業務繰越準備金戻入 財務収益 受取利息	155, 512 16, 213 2, 959 2
純利益	△ 2
総利益	Δ 2

【別表一10】

期間全体に係る収支計画(災害共済給付勘定)

	(年四・日カロ)
区 分	金額
費用の部 経常費用 給付金 一般勘定繰入金 支払備金繰入	97, 055 97, 055 81, 263 871 14, 921
収益の部 経常収益 補助金等収益 共済掛金収入 免責特約勘定より受入 未経過共済掛金戻入 支払備金戻入 財務収益 受取利息	96, 819 96, 803 11, 029 61, 121 1, 812 8, 068 14, 773 16
純利益	△ 236
総利益	△ 236

【別表一11】

期間全体に係る収支計画(免責特約勘定)

区 分	金額
費用の部 経常費用 災害共済給付勘定へ繰入 支払備金繰入	3, 688 3, 688 1, 812 1, 876
収益の部 経常収益 共済掛金収入 未経過共済掛金戻入 支払備金戻入 財務収益 受取利息	4, 584 4, 583 2, 459 319 1, 805 1
純利益	896
総利益	896

【別表-12】

期間全体に係る収支計画(特例業務勘定)

区分	金 額
費用の部 経常費用 業務経費	並 1,174 1,174 1,174 1,174
収益の部 経常収益 物資売渡収入	1, 174 1, 174 1, 174
純利益	0
総利益	0

【別表-13】

期間全体に係る資金計画(総計)

(単位 : 百万円)

	(単位 · 日力円)
区分	金額
区 分 資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 次期中期目標期間への繰越額 資金収入 業務活動による収入 運営費交付金による収入 国立競技場運営収入 ナショナルトレーニングセンター中核拠点 施設(仮称)運営収入 カーツョングセンター車核拠点 を設し、 を記し、 をこし、	
スポーツ及び健康教育普及事業収入 スポーツ振興投票事業収入 共済掛金収入 物資売渡収入 利息及び配当金収入 受託事業収入	480 78, 401
補助金等収入 寄付金収入 営業外収入 投資活動による収入 有価証券の売却による収入 長期性預金等の解約による収入 施設費による収入 前法人よりの繰越金	11, 100 188 24 20, 337 11, 115 5, 700 3, 522 27, 009

[注記]

勘定間の繰入及び受入額については、相殺している。

【別表-14】

期間全体に係る資金計画(一般勘定)

	(単位 · 日万円)
区 分	金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 次期中期目標期間への繰越額	66, 955 39, 743 20, 870 6, 342
資金収入 業務活動による収入 運営費交付金による収入 国立立前技場運営収入 ナショナルトングセンター中核拠点 施設・アンクー運営収入 スポーツ及が健康教育 国立スポーツ及の事業収入 利息事業収入 利息事業収入 受託事金収入 対対配公 対対のの受入 対対のの受入 対対のの受入 対対のののののののののののののののの	66, 955 39, 688 23, 348 10, 117 1 1, 787 480 2, 222 72 188 24 871 574 20, 337 11, 115 5, 700 3, 522 6, 930

【別表-15】

期間全体に係る資金計画(投票勘定)

区 分	金額
資金支出	83, 232
業務活動による支出	74, 071
次期中期目標期間への繰越額	9, 161
資金収入	83, 232
業務活動による収入	78, 403
スポーツ振興投票事業収入	78, 401
利息及び配当金収入	2
前法人よりの繰越金	4, 829

【別表-16】

期間全体に係る資金計画(災害共済給付勘定)

	(丰臣 · 日/31]/
区 分	金額
資金支出	87, 249
業務活動による支出	82, 134
次期中期目標期間への繰越額	5, 115
資金収入	87, 249
業務活動による収入	73, 978
共済掛金収入	61, 121
補助金等収入	11, 028
免責特約勘定より受入	1, 812
利息及び配当金収入	17
前法人よりの繰越金	13, 271

【別表一17】

期間全体に係る資金計画(免責特約勘定)

	(十四 : 日/31 3/
区 分	金額
資金支出	3, 989
業務活動による支出	1, 812
次期中期目標期間への繰越額	2, 177
資金収入	3, 989
業務活動による収入	2, 460
共済掛金収入	2, 459
利息及び配当金収入	1
前法人よりの繰越金	1, 529

【別表-18】

期間全体に係る資金計画(特例業務勘定)

区 分	金額
資金支出	1, 711
業務活動による支出	1, 137
一般勘定児童生徒等健康保持増進事業積立金へ繰入	574
資金収入	1, 711
業務活動による収入	1, 261
物資売渡収入	1, 261
前法人よりの繰越金	450

長期的視野に立った施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額(百万円)	財源
国立競技場等施設整備工事	3, 522	独立行政法人日本スポーツ振興 センター施設整備費補助金
検査・研修施設整備工事	2, 602	児童生徒等健康保持増進事業積立 金取崩額

[注記]

金額は見込みである。 なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備が追加されることがあり得る。 また、施設・設備の老朽化度合等を勘案し改修(更新)等が追加される見込みである。